

情報提供

那医発第 19 号
令和5年4月4日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 平良 直人



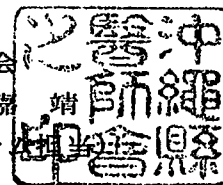
平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置の申請期限等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

沖医発第 1934 号 F
令和 5 年 3 月 31 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 比嘉 靖
(情報システム)



オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置の申請期限等について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置やその届出方法等については、「保険医療機関及び保険医療療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和5年2月16日 沖医発第1695号)にてご案内させていただいているところです。

この度、医療機関向けポータルサイトにて経過措置の詳細についてQ&Aが掲載されており、下記のとおりご紹介させていただきます

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・ オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について
(日医発第1864号(情シ)(保険))
- ・ 保険医療機関及び保険医療療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(令和5年2月16日 沖医発第1695号)
- ・ 経過措置についての詳細
【医療機関向けポータルサイトをご参照ください。】
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html>
- ・ オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

Q14. オンライン資格確認の導入の義務化の例外(紙レセプト請求機関)についても、オンライン資格確認を導入しない場合は、経過措置の届出は必要か。

A14. 必要ございません。

【やむを得ない事業(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局】

Q5. 第6号により届出は、オンライン資格確認の導入の義務化の例外措置又は第1号から第5号までの類型と同視できる特に困難な事情があるかについて個別に判断がなされるものとされているが、「特に困難な事情」があることが確認できなかった場合、医療機関・薬局には連絡があるか。

A5. 届出の記載内容から、オンライン資格確認の導入が特に困難な事情に当たることが確認できず、有効な届出とは確認できなかった場合、その旨を医療機関・薬局に連絡することとしています。

具体的には、アカウント登録済みの医療機関・薬局がポータルサイトのフォームから届出を行った場合は、登録されたメールアドレス宛に確認結果の連絡を行うこととしており、また、その他の医療機関・薬局については、医療機関・薬局の所在地宛に確認結果を郵送することとしています。

Q6. 上記のとおり、第6号として有効な届出とは確認できなかった旨の連絡があり、そのまま未導入の状態でも令和5年4月1日を迎えた場合、医療機関・薬局は、療養担当規則等に違反することとなるか。

A6. 1月27日から経過措置の届出を受け付けていますが、特に第6号の届出の内容には確認一定の時間を要しています。今後、届出要件に該当することが確認できなかった旨の連絡をさせていただくこととなる保険医療機関・薬局については、3月末までにオンライン資格確認を導入することが事実上困難であることが想定されることから、直ちに療養担当規則等に違反する状態とならないよう、厚生労働省において、必要な経過的な取扱いを講ずることとしています。

- オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置の申請期限等について
(令和5年3月20日 日医発第2376号(情シ)(保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、宮城
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp